

議案第二十三号

中央区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例
中央区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例（平成二十五年三月中央区条例第二十八号）の
一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十二条第二項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（説 明）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政
令第二百二十一号）の施行に伴い、規定を整備するため、この条例案を提出します。